

○松本市地域チャレンジ応援事業補助金交付要綱

令和7年3月24日  
告示第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の担い手となる人材を育成し、持続可能な活力ある地域社会の実現を図るため、町会や有志グループ等が自主的・自発的に取り組む地域づくり事業に対し、予算の範囲内で松本市地域チャレンジ応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民活動団体」とは、市民の自発的な意思に基づき、市民生活の向上を目的とした非営利かつ公益的な活動を行うグループ・団体をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の補助対象者等は、次の表に掲げる補助金の区分に応じて、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

区分	補助対象者	補助対象事業	補助率等
町会チャレンジの部	単位町会	町会の課題解決や活性化を図るために始める新たな事業であって、他の単位町会の参考となるような先進性が認められるもの	補助対象経費の10/10以内。 ただし、20万円を限度とする。
一般チャレンジの部	市内に活動拠点を有する市民活動団体（単位町会を除く。）	地域コミュニティの醸成や地域の魅力向上等の取組みを通じて、地域に新たな活力を生み出そうとする事業	

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体の営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (3) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付額は、補助事業の支出総額から補助金以外の収入（自己財源によるものを除く。）を控除した額を超えないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助事業の募集)

第5条 市長は、別に定める募集要項を公示し、補助事業を募集するものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して事前相談を行った上で、松本市地域チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市地域チャレンジ応援事業補助金事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項による交付申請は、同一年度内において1申請者につき1回限りとし、同一事業につき通算3回まで申請できるものとする。

(審査及び結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、松本市地域チャレンジ応援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、補助事業の遂行に特に必要と認めるときは、交付決定額を限度として概算払をすることができる。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第6条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、松本市地域チャレンジ応援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、松本市地域チャレンジ応援事業補助金変更承認兼変更交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第7条第1項に規定する交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、松本市地域チャレンジ応援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市地域チャレンジ応援事業補助金事業報告書兼収支決算書（様式第7号）
- (2) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、松本市地域チャレンジ応援事業補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、松本市地域チャレンジ応援事業補助金交付（概算払）請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 市長は、第8条第2項の規定により交付決定額を減ずる決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。